

子どもたちと一緒に「炭焼きがま」をつくる



達人から石の顔を教えてもらう

「この石、おもて？うら？」と子どもたちが「かま」をつくるため、川原で拾ってきた石をていねいに積み上げています。「石には顔があって、こっちがおもてだよ」と、子どもたちの質問に答える学校ボランティアの岩花さん（大安町石樽南）。

今回、学校からの要望で、昔、自らが炭焼きをしていた経験を活かし、島田さん（石樽南）と一緒に「かま」をつくりました。木炭にする木は石樽森林組合の方々に切り出していただいたり、いらなくなった廃材などを地域の方々に提供していただいたりしました。

この取り組みのなかで、子どもたちと直接触れ合う機会があまりない地域の方々も、「かま」をきっかけに顔見知りになり、あいさつを交わすようになりました。

「子どもたちと一緒にいるだけで若返ったように思います」と話す、岩花さん。昭和中期まで続いていた産業の「炭焼き」を体験することによって、今の便利な時代には考えられない、苦労や労働があったことを学校と地域が協力し合い、次の時代に語り継いでいく大切な機会となっています。



石積み



屋根作り

石樽小学校4年生の授業で「炭焼きがま」をつくりました。

下水道情報

上水道以外の水（井戸水など）をお使いの方、今後予定している方へ

現在、下水道への排水で水道水以外（井戸水など）を使っている場合、①②の方法で下水道使用量として確認しています。今後、家庭や事業所での使用水を変更する場合や、井戸水などの専用メーターを設置する場合は下水道課へお知らせください。

① 水道水以外（井戸水など）

・専用メーターを設置し、下水道使用量とする。
メーターを設置していない場合は、1使用月（2か月）で、1人当たり15m³使用したものととして下水道使用量を認定する。（認定汚水量：世帯人数×15m³）

② 水道水と水道水以外（井戸水など）を併用

・専用メーターを設置し、水道水使用量に加算したものを下水道使用量とする。
・メーターを設置していない場合は、水道水使用量と、井戸水などの認定汚水量とを比較し、多いほうを下水道使用量とする。
メーターを設置せず、汚水量認定の方法で算定されている方は、世帯人数に変更があった場合、速やかに「公共下水道認定数量（使用水区分）変更届」を提出してください。

①②：メーター器・ボックスは市から貸与、設置工事は使用者負担

下水道へ流さない水が事業所などで大量にある場合は子メーターを設置し、減量することもできます。この場合、メーター器など設置工事は使用者負担で指定業者に設置していただくことになります。検針も使用者で行っていただき、「汚水量認定申告書」を1使用月（2か月）ごとに提出してください。詳しくはお問い合わせください。

問 北勢庁舎 下水道課 T 72-3515 F 72-2260



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじ助成事業

宝くじは、広く社会に役立てられています。自治総合センターは、宝くじの普及広報を目的としてコミュニティ助成事業など各種の事業を実施・支援しています。今回、大安町梅戸の公園の設備が宝くじの助成金を受け整備されました。

梅戸自治会【公園遊具整備】

子どもたちの遊び場、地域の憩いの場となっている公園内の遊具の老朽化に伴い、新しい遊具に交換しました。（滑り台、ブランコ、鉄棒、シーソーなど）安全にそして安心して遊べる公園となることを願っています。



問 員弁庁舎 総務課 T 74-5805 F 74-5800